

# 平成11年度 包括外部監査の結果報告書の要約

(群馬県包括外部監査人)

## ◇ 外部監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

#### (1) 特定の事件(テーマ)

群馬県企業局の財務事務並びに事業の管理

主として 団地造成事業及び観光施設事業に係る領域

#### (2) 監査対象年度

平成11年度及び10年度

### 3 監査テーマ選定の背景と監査の視点

#### (1) 監査テーマ選定の背景

○ 企業局は、平成9年度の営業収益350億円（うち団地造成事業173億円、観光施設事業29億円）と上場会社にも匹敵する規模を有し、その県民生活に及ぼす影響が大きい。

○ 昨今の不動産不況の状況下において、団地造成事業は板倉ニュータウンも含め約1,000億円の分譲土地・造成土地を有している。

○ 観光施設事業は経済環境の変化もあり、平成7年度より継続して損失を計上している。

#### (2) 監査の視点

○ 財務に係る事務が法令等に従って適法に行われているか。

○ 事業の管理が地方自治法第2条第13項(公共の福祉と最少の経費で最大の効果)及び第14項(組織及び運営の合理化)の規定の趣旨に則っているか。

### 4 監査の実施期間

平成11年7月5日から平成12年3月29日まで

## ◇ 外部監査の結果及び主な意見

### <監査の結果>

#### I 団地造成事業

- 1 次の事項について監査した結果、適正に処理されているものと認められた。
  - (1) 土地造成事業の分譲収益及びニュータウン事業収益の計上が事実と整合しているか。
  - (2) 人件費を除く経費（旅費、委託料、広告費等）の支出が証拠書類と整合しているか。
  
- 2 土地造成事業の原価計算については、造成費の工事代金に見積による追加工事費が考慮されているが、概ね適正と認められた。また、事務費や電柱移設費、環境整備費などについても、見積による費用が多く見受けられたが、概ね適正と認められた。

ただし、価格調整金（価格調整引当金の繰入額）及び臨時損失補てん金（臨時損失補てん引当金の繰入額）について、実際に採用している繰入基準と土地造成事務取扱要領に定められた基準が異なっており、実態に沿って基準を改定する必要がある。

※価格調整引当金：原価を下回って販売した場合の損失に備えるために設けられている科目。

※臨時損失補てん引当金：分譲済の団地について生じる災害等による臨時損失に備えるため設けられている科目。

#### II 観光施設事業

- 1 次の事項について監査した結果、適正に処理されているものと認められた。
  - (1) 営業収益の計上が事実と整合しているか。
  - (2) 営業費用の計上が委託先の決算書と整合しているか。

#### III 会計を中心とした企業局全般に関する事項

給料、時間外手当、退職手当等の人件費の支出について監査した結果、実態に即して適正に処理されているものと認められた。

## <主な意見>

### 1 工業団地在庫の処分について

造成後数年を経過しているにもかかわらず売れ残っている団地（例えば、尾島第二工業団地、太田リサーチパーク、富士見工業団地、長野原工業団地等）もあり、在庫を減らすための方策を検討し、実行することが望まれる。

### 2 住宅団地造成事業の在り方について

昨今の不動産をとりまく環境を鑑みると、優良で低廉な宅地の供給は民間業者でも可能であり、コスト主義に固執し、価格弾力性に欠け（原価を重視するあまり、需要サイドの動向を無視した価格設定となってしまう）がちな公営企業の住宅団地造成事業のあり方を検討する時期にきていると思われる。

### 3 金利の資産原価算入及び含み損について

- ・ 造成後の分譲土地について生じる金利は、原価算入を行わない健全な処理を行っている。
- ・ 現在分譲中の工業団地については、売価が原価を下回る、いわゆる含み損は生じていない。

### 4 ニュータウン分譲状況の総括と今後の指針

板倉ニュータウンの分譲計画と分譲実績とに大きなズレが生じている。計画達成率は住宅地が48%、商業施設が51%である。特に平成10年度以降の落込みは顕著であり、今後とも継続的な計画の見直しが必要である。

(単位：㎡)

	独立住宅			商業施設		
	分譲計画	分譲実績	達成率	分譲計画	分譲実績	達成率
平成8年度	23,249	23,249	100%	12,502	12,503	100%
平成9年度	41,072	30,589	74.5%	10,000	4,244	42.4%
平成10年度	43,965	16,820	38.3%	4,217	0	0%
平成11年度	56,764	9,058	16.0%	6,914	586	8.5%
計	165,050	79,716	48.3%	33,633	17,333	51.5%

※平成11年度は1月31日現在の状況である。

## 5 観光施設事業における各事業の存続の検討について

地方公営企業法では、任意適用事業の条件として経常収支比率が70%～80%以上あることが必要とされているが、現在この条件を満たしているのはゴルフ場施設のみである。

また、県内ゴルフ場の1ゴルフ場当りの平均利用者が40.0千人/年(H8)、37.7千人/年(H9)、34.8千人/年(H10)と減少していることを前提にすれば、現在、利益を計上し、あるいは損失の額が少ないゴルフ場事業といえども、近い将来において毎年損失が発生する可能性は否定できない。

県民に負担をかけないという観点に立って、ゴルフ場を含むすべての施設について存続が望まれるものかどうか厳しく検討することが必要と思われる。

## 6 引当金について

地方公営企業法等の依命通達で明示されている引当金は、修繕引当金と退職給与引当金の二つだけである。適正な期間費用の算定という観点から、引当金について、①その設定目的、②当年度の負担となる額（当年度の費用計上額）、③引当金が不要と判明した場合の処理（取崩方法）、④引当金限度額、⑤引当期間等についての合理的と思われる基準を定め、それに従った処理を行うことが望まれる。

## 7 会計単位について

現在、企業局は6事業を経営しており、会計単位として地方公営企業法に従って6特別会計が設けられているが、企業局の組織は必ずしも事業単位の組織とはなっていない。複数事業を営む公営企業に適した会計の導入を考慮した規定の整備が望まれる。